

平成30年第9回八頭町議会定例会 発議提案理由

◎決議第2号

谷本正敏議長不信任決議について

議会は住民を代表する意思決定機関であります。日本国憲法には、第8章と第9条に地方議会の設置根拠が保障されています。

地方自治制度は二元代表民主制がとられており、議会は意思決定機関として、長は執行機関として、それぞれ権限と責任を分担し住民に対して直接責任を負う対等の関係にあります。

そうした制度の中、議長の立場は議会全体の議長であり、あくまで中立的なものでなければなりません。無論、議長は職務遂行に当たっては地方自治法や会議原則に則って議会の運営に万全を期さなければなりません。

しかるに、議長は6月の第4回定例議会に於いて、ホッケー場の設計委託費を含む一般会計の採決で可否同数になった折、その理由も全く説明されないまま議長裁定で可決。議会に対してはもとより、多くの町民にも疑問を与えてしまったことは周知の事実です。

また、続く9月議会では、議長が予算・決算特別委員会の報告を委員長に求め、それにより委員長が中央演壇に向かう途中、別の議員から動議の発声があり紛糾、この一件以来、当該委員長とこの議員間の確執が表面化。この度、処分要求が提出されるに至りました。この紛争の原因は議長の采配にあったことは言うまでもありません。

そして、総務教育常任委員会の県外視察で起きたJRの事件。本議会に寄せられた数件のクレーム回答について、同僚議員と私とその不備を指摘したにも拘わらず、その対処を誤り更に問題を長期化させたのは間違いありません。

また、このJRの事件をきっかけに、当委員会所属の議員に出された処分要求についても議長としての中立性を放棄。ケンカ両成敗の姿勢など全く見られず、それどころか、今月10日に開かれた総務教育常任委員会を安易に秘密会とすることに賛同されました。

結果、傍聴に訪れていた住民を締め出すに至り、不信を買ってしまった事実。そして、あろうことかこれを秘密会とした安易さを証明するかの如く、20日の総務教育常任委員会では秘密会を解除することに賛同されました。この理由は、秘密会での発言が秘密性が薄いと理由でしたが、処分ありきの姿勢が形として出たに過ぎません。

つまり、委員会の一メンバーとは言え、これを容認したことは、先の見通しも識見もなく場当たりの、冒頭述べた議会の代表たる議長としての資質を問われる軽率な行動だったことは否めません。

また、議長に於いては、普段から「町長が困る」と言った町長寄りの発言も見られ、これなども冒頭述べた中立的な審判であるべき議長としての立場を理解

されていない発言であります。本会議や各種委員会の席上に於いて、委員を恫喝するような不穏当な発言も再々見られ、これなどは自ら議会の品位を貶めているかのような呈です。

ここ数か月、谷本議長による町民不在の議会運営は、町民に不信感を植え付け、議員間同士の信頼・対話さえも失わせ、最早議会の尊厳や品格は地に堕ちたも同然です。何にしても、行司役の議長がこのようなことだと適正な審議が出来ないと思うに至りました。よって、これを払拭するためにも、この度、不信任決議案を出させて頂くことになりました。

一刻も早く議会を正常化させるためにしたことでもありますので、議員各位に於かれましても何卒よろしくお願い致します。

◎決議第3号

尾島勲副議長不信任決議について

議長を補佐すべき副議長が自ら議長の不信任に賛成する態度は不信任に値するものです。